中央社会保障推進協議会キックオフ集会　　2026 年 11 月 20 日（金）

「国の責任で社会保障の拡充を」

唐鎌 直義（元立命館大学教授）

1. 日本の社会保障の現状

日本の社会保障は他の先進工業国 5 カ国と比べ、**その給付水準が今も国力（経済力）に不釣り合いなほど低い**。特に**現役世代を対象とした社会保障が非常に劣弱**。

(1)社会保障の全般的低位性

＊社会支出（社会保障給付費＋施設整備費等）の総額を総人口で割って「**国民 1 人当り社会支出**」を算出し、比較したものが**表-1**（2020 年度現在）。

表-1　社会支出（総額）と国民 1 人当り社会支出の国際比較(2020 年)

	国民総所得		社会支出率		社会支出総額		総 人 口		1 人当り社会支出	
	(US ドル)	順位	(%)	順位	(US ドル)	順位	(人)	順位	(US ドル)	順位
スウェーデン	5645.58 億	6 位	41.64%	3 位	2350.82 億	6 位	1035 万 3686	6 位	2 万 2705	2 位
フランス	2 兆 7012.21 億	4 位	50.98%	1 位	1 兆 3770.82 億	4 位	6810 万 4157	4 位	2 万 0220	4 位
ド　イ　ツ	4 兆 0397.23 億	3 位	42.60%	2 位	1 兆 7209.22 億	3 位	8362 万 8708	3 位	2 万 0578	3 位
イギリス	2 兆 6663.44 億	5 位	34.34%	6 位	9156.23 億	5 位	6735 万 1861	5 位	1 万 3595	6 位
日　　本	5 兆 2394.88 億	2 位	36.27%	5 位	1 兆 9003.62 億	2 位	1 億 2630 万 4543	2 位	1 万 5046	5 位
アメリカ	21 兆 4663.00 億	1 位	36.82%	4 位	7 兆 9038.92 億	1 位	3 億 3943 万 6159	1 位	2 万 3285	1 位

注）社会支出率とは「ＯＥＣＤ基準による社会支出の対国民総所得比」のことを意味する。各国の国民総所得と総人口は、国連“National Accounts Analysis of Main Aggregate”より引用。
詳しくは https://unstats.un.org/unsd/snaama/Basic 参照。

資料）社会支出率に関するデータは「社会保障費用統計」http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-r05/fsss_r05.asp を参照。

＊国民総所得で比較しても、どの国の国力（経済力）が一番高いのかは判らない。
社会支出総額で比較しても、どの国の社会保障の水準が一番高いのか判らない。
⇨ **国ごとに総人口が大きく異なっている**から。

＊総人口はスウェーデンの 990 万人余からアメリカの 3 億 2,208 万人余まで、非常に異なる。⇨ 総額で比較できるのは、人口規模がほぼ同じフランスとイギリスの 2 カ国だけ。

＊**本当の国力を知るには「1 人当り国民所得」を、本当の社会保障の水準を知るには「国民 1 人当り社会支出」を知**る必要がある。

＊特に社会支出は国民老若男女に社会保障として給付されるものなので、人口規模への目配せは決定的に重要。

＊「1 人当り国民総所得」を見ると（**表-4** 参照）日本は 6 カ国中 4 位。5 位のフランスより 1,820 ドル(19 万円)高い 4 万 1,483 ドル（約 435.6 万円）で、そう違わない。

＊アメリカとスウェーデンが突出して高く、日本を含む他の 4 カ国間には大差はない（ドイツはやや高い）。
⇨ フランス並みの社会保障は、日本政府にやる気さえあれば、今すぐにでも実現できる。

＊「1 人当り社会支出」を見ると日本は 6 カ国中 5 位。最下位のイギリスより 1,451 ドル高い 1 万 5,046 ドル（約 158 万円）。
⇦ イギリスは、所得保障給付が「給付つき税額控除」（タックスクレジット）に切り替えられているせいで、その部分が社会支出に完全に反映されていないため。

＊イギリスの特殊事情を考慮するならば、日本は実際には 6 カ国中 6 位。社会保障の水準は最下位。

＊問題は日本の社会保障の低さの程度。国民総所得の何%を社会支出に使っているかを表わす「社会支出率」に表われる。日本は 36.27%で、アメリカの 36.82%を若干下回る。

＊社会支出率が高いくに国はフランス（50.98%）スウェーデン（41.64%）ドイツ（42.60%）の 3 カ国。
…この 3 カ国は社会保障を重視した国家運営が行われているという意味で、福祉国家。

＊アメリカと日本は相対的に社会保障を軽視している国で、市場経済国家。

＊日本の 36.27%とドイツの 42.60%の間には 6.33 ポイントの差がある。
⇨ 6.33 ポイントの差は**日本円換算で 34 兆 8,243 億円の支出差**になる。
フランスの 50.98%との差 14.71 ポイントでは **80 兆 9,265 億円もの支出差**になる。

＊福祉国家（スウェーデン・フランス・ドイツ）と市場経済国家（日本）との間には、こんなにも高い壁が存在している。数兆円の社会保障予算拡充では越えられない壁である。

⑵現役世代の社会保障の著しい低位性

＊社会支出は 9 つの分野に区分されている。高齢（老齢年金と介護）遺族（遺族年金）保

健（医療）の 3 分野を「高齢世代関連社会支出」に分類する。

残りの障害・労災、家族（児童）、失業（失業手当）、積極的労働市場政策（就労支援）、住宅、生活保護・その他の 6 分野を「現役世代関連社会支出」に分類する。

＊それぞれ「1 人当り社会支出」を算出して、6 カ国で比較を試みる（**表-3、表-4** 参照）。

…表-2 はその元となる基礎表

表-2　政策分野別社会支出の国際比較（対国民総所得比、2020 年）

（単位：%）

	スウェーデン	フランス	ドイツ	イギリス	日　本	アメリカ
高　齢	15.74	19.12	13.63	11.67	12.98	8.61
遺　族	0.33	2.29	2.38	0.10	1.70	0.77
保　健	10.33	14.68	14.27	13.10	14.87	19.77
高齢関連 3 分野計	26.40	36.09	30.28	24.87	29.55	29.15
障害・労災・傷病	6.25	2.80	4.77	2.36	1.74	1.40
家　族	5.21	4.18	3.75	3.16	2.87	0.85
失　業	0.79	4.03	2.09	0.17	0.33	1.03
積極的労働市場政策	1.42	1.07	0.81	－	1.09	3.24
住　宅	0.63	1.02	0.72	1.81	0.18	0.29
生活保護・その他	0.92	1.78	0.21	2.36	0.51	0.92
現役世代関連 6 分野計	15.22	14.88	12.35	9.89	6.72	7.73
社会支出（総計）	41.64	50.98	42.60	34.74	36.27	36.82

資料）社会支出率に関するデータは「社会保障費用統計」http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-r05/fsss_r05.asp を参照。

表-3　高齢世代関連 3 分野の国民 1 人当り社会支出の国際比較(2020 年)

（単位：US$)

	スウェーデン	フランス	ドイツ	イギリス	日　本	アメリカ
高　齢	8,582.5	7,582.5	6,585.0	4,621.0	5,386.5	5,448.7
遺　族	181.6	909.9	1,152.4	41.3	707.2	489.0
保　健	5,630.8	5,823.4	6,893.6	5,184.9	6,168.9	12,504.0
高齢関連 3 分野計	14,394.1	14,315.8	14,631.0	9,847.1	12,262.5	18,441.7
社会支出（総計）	22,705	20,220	20,578	13,753	15,046	23,285
1 人当り国民総所得	54,527	39,663	48,305	39,588	41,483	63,241

資料）表-1 と表-2 から作成。

＊国際比較すると、日本の高齢世代関連社会支出は高くない。イギリスを除くと、高齢分野と保健分野は 5 位で最下位、遺族分野だけ 3 位となっている（**表-3** 参照）。
…「優遇されている高齢者」は日本政府の手前味噌（自画自賛）。

＊問題は日本の現役世代関連分野の「1 人当り社会支出」の驚異的な低さである。日本の 2,783.5 ドル（29 万円余）を 100.0 とした指数表示で見ると、スウェーデンは 297.7 で日本の約 3 倍。ドイツは 214.4 で日本の約 2 倍、フランスは 212.1 で約 2 倍。以下、イギリス 140.3 で 1.4 倍、アメリカ 175.7 で 1.7 倍と続く。日本は突出して最下位（**表-4** 参照）。

＊現役世代関連 6 分野の中でどの分野が特に低いのかを見ると、障害・労災分野、失業分野、積極的労働市場政策分野、住宅分野の 4 分野が驚異的に低い。残りの家族分野はアメリカが最下位であることに助けられて 5 位。その以外の国に比べると格段の低さ。[i]

＊要するに政府の「高齢者優遇」論は、「現役世代関連社会支出の驚異的低さによって相対的に高齢世代関連社会支出が高く見える」ことを悪用した政府のデマに過ぎない。

表-4　現役世代関連 6 分野の国民 1 人当り社会支出の国際比較(2020 年)

（単位：US$）

	スウェーデン	フランス	ドイツ	イギリス	日　本	アメリカ
障害・労災・傷病	3405.7	1112.1	2304.7	935.2	722.2	884.8
家　族	2838.1	1658.0	1810.9	1251.5	1188.6	535.6
失　業	431.4	1597.4	1008.3	68.8	135.4	652.0
積極的労働市場政策	772.0	424.6	391.0	－	451.4	2049.1
住　宅	340.6	404.4	349.8	715.2	75.2	186.3
生活保護・その他	499.5	707.7	102.9	935.2	210.6	582.1
現役世代関連 6 分野計	8287.3	5904.2	5967.6	3905.9	2783.5	4890.0
社会支出（総計）	22,705	20,220	20,578	13,753	15,046	23,285
1 人当り国民総所得	54,527	39,663	48,305	39,588	41,483	63,241

資料）表-1 と表-2 から作成。

＊現役世代の社会保障の極端な低位性を放置し続ける限り、日本の社会保障が憲法 25 条の「全ての国民に対する最低生活保障」を実現する日は訪れない。
＊こうした状態は社会保障の「モラトリアム（執行猶予）」状態と呼ぶのが正しいのではないか。

3. 社会保障財源について―軽すぎる企業負担で財源難に―

社会保障の拡充を唱えると必ず「財源を示せ」と反論される。その財源は消費税の増税が想定されているケースが多い。それを主張しないと無責任な研究者とか無責任な政党などとレッテルを貼られる。社会保障の財源は本当に消費税に求めるしかないのか。

＊**表-5** は社会保障財源の構成について、日本を含む先進工業国 5 カ国の状況を示したもの。

＊財源は事業主拠出（企業負担）、被保険者拠出（加入者本人負担）、一般政府拠出（税負担）に 3 区分されている。それぞれの拠出額を対 GDP 比で示したデータ。

表-5　社会保障財源（EU 基準）の国際比較（対 GDP 比、2018 年）　（単位：%）

	スウェーデン	フランス	ドイツ	イギリス	日　本
Ⅰ. 事業主拠出	**12.0**	**14.1**	**10.8**	**7.9**	**6.6**
Ⅱ. 被保険者拠出	**2.8**	**5.8**	**9.9**	**3.2**	**6.9**
Ⅲ. 一般政府拠出	**15.5**	**13.5**	**10.4**	**14.0**	**9.5**
計	30.3	33.4	31.1	25.1	23.0

資料）国立社会保障人口問題研究所「社会保障費用統計（2023 年度版）」統計表一覧（EXCEL 版）Ⅲ.時系列表の第 15 表より作成。

＊スウェーデン、フランス、ドイツの 3 国は拠出総額（計）が対 GDP 比で 30%を超えている。日本とイギリスは 23%、25%で、拠出総額が一段低い国。拠出総額が高い国はどこから社会保障財源を集めているのか。

＊拠出総額を 100.0%として 3 つの拠出主体の構成比を算出した**表-6** も参照。

表-6　社会保障財源（EU 基準）の構成比（2018 年）　（単位：%）

	スウェーデン	フランス	ドイツ	イギリス	日　本
Ⅰ. 事業主拠出	**39.60**	**42.22**	**34.73**	**31.47**	**28.70**（最下位）
Ⅱ. 被保険者拠出	**9.24**	**17.36**	**31.83**	**12.75**	**30.00**（第 2 位）
Ⅲ. 一般政府拠出	51.16	40.42	33.44	55.78	41.30
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

資料）国立社会保障人口問題研究所「社会保障費用統計（2023 年度版）」統計表一覧（EXCEL 版）Ⅲ.時系列表の第 15 表より作成。

＊スウェーデンでは、社会保障財源の 51.2%を一般政府拠出が占めている。イギリスも同様で 55.8%。社会保障財政に対する国家責任が大きい国。これに対してドイツは一般政府拠出が 33.4%とかなり低い。フランスと日本は一般政府拠出がそれぞれ 40.4%と 41.3%で、両者の中間。

＊フランスとスウェーデンでは事業主拠出も高く、42.2%と 39.6%を占めている。社会保障財政に対する企業責任が重い国。これに対して日本は事業主拠出が 28.7%で、5 カ国中最も企業負担が軽い国。ドイツとイギリスは両者の中間。

＊ドイツと日本では被保険者拠出が高く、それぞれ 31.8%と 30.0%を占めている。加入者本人負担が重い国。これに対して、スウェーデンとイギリスは被保険者拠出が非常に低く、それぞれ 9.2%、12.7%しかない。加入者本人負担が軽い国。

＊着目すべきは、事業主拠出と被保険者拠出の関係。日本以外の国は全て前者が後者を上回っている。被保険者拠出が事業主拠出を上回っている国は日本だけ。つまり、日本は社会保障財源に対する企業責任が他の国より相当に軽く、被保険者拠出が他の国よりも相当に重い国である。

＊その原因は 100 年近く、労使折半方式（労 50%：使 50%）で保険料を徴収してきたことにある。スウェーデンでは労 19%：使 81%、イギリスとフランスは労 29%：使 71%日本も労 30%：使 70%に変更するべき。これで高齢化の危機も楽々乗り越えられる。

＊社会保障財源をどう確保していくか。その解答は消費税の増税により一般政府拠出を高めていくのではなく、事業主拠出を高めていくことである。大企業には 600 兆円もの内部留保が貯め込まれている。日本の対外純資産は 2023 年度まで世界第 1 位。約 600 兆円。

＊元はと言えば、全て労働者が生み出した価値。企業は人間ではないので飯も食わなければ服も着ない。金があることで安心感や幸福感を得ることもない。金は最終的には人のために使うことにしか、存在理由はない。

＊社会保険料の引下げ論議が盛んだが、労使折半を変えない限り、企業の社会保険料も引下げられる。段階的に労使折半を変更して財源確保するべき。

＊事業主拠出の引上げは画一的に実施するのではなく、資本規模、従業員規模によって差を設け、大企業から適用開始するべき。小零細企業についてはしばらくの間、現行の労使折半のままに据え置くべき。

4. モラトリアム化した憲法 25 条

(1)憲法 25 条を取り巻く状況

＊憲法 25 条の条文

第 1 項　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第 2 項　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

＊日本の社会保障は、25 条の実現に向かったことがある。社会保障制度審議会（大内兵衛会長）が 1955 年勧告の中で、国に 25 条の実現を迫った。

＊70 年経った今、日本の社会保障は当時の状況とは正反対の方向に進んでいる。

⇨それは 厚労省や与党、一部の野党が頻繁に口にする「**持続可能な社会保障へ**」という常套句に象徴されている。

＊ごく常識的なことを言っているように見える。しかしその真意は「社会保障抑制、国民に対する自助・共助の押しつけ、負担増」の政治表現に過ぎない。

＊政府は、人口の高齢化が急速に進む中で、社会保障給付費の自然増を防ぐことに躍起になっているので、「**社会保障の持続不可能＝破綻**」という将来不安を匂わせることで国民を「我慢と諦め」へ誘導しようとしている。

＊日本の社会保障（公助）が持続不可能なレベルにまで拡充されたとは考えられない。

＊日本の社会保障が今の低い水準でさえ維持できないのならば、フランスやスウェーデン、[ii]ドイツの社会保障はとうの昔に破綻していたはず。

(2)プログラム規定は今やモラトリアム規定に

＊79 年前に憲法が公布された時、日本の国土は、イスラエルの攻撃を受けたガザ地区のような戦禍で壊滅に瀕した惨憺たる状況だった。そうした敗戦下の状況で 25 条が公布されたとき、それは新生日本の高らかな理想（プログラム）の掲揚だったと言えなくもない。

＊今の日本は、若干落ち目とはいえ、経済力世界第 3 位とも第 4 位とも言われる世界有数の富裕国。豊かな金余り日本で、生活保護の漏救率が 80%に達するという事実に如実に

示されているように、未だに最低限度の生活すら営めない国民が放置されたまま。

＊憲法 25 条は、朝日訴訟最高裁判決が出された 1967 年以来、実に 59 年間もの長きにわたって「プログラム」規定のままに据え置かれてきた。**どんなに豊かな国になっても、25 条は実行に移されない「永遠のプログラム」＝モラトリアムでよいのか。**

⇨日本は、民主主義国家としてとても重要なことを置き去りにしたまま、今日に至ってしまったと思われる。

＊「プログラム」規定という 25 条の解釈に妥当性が認められた時代はとうの昔に、すなわち**日本の GNP（国民総生産）が旧西ドイツの GNP を上回って世界第 2 位の経済大国になった 1968 年頃に、終わりを告げていた**と考えるべき。…25 条は 58 年間も執行停止

⇒「憲法 25 条反モラトリアム訴訟」を起こすべき。

☆紙幅の関係で詳述できないので、詳しくは拙稿「総論―現役世代の社会保障拡充へ」（『現役世代の社会保障』学習の友社、2025 年刊）の p.16-25 を参照頂きたい。

---

i

ii